

秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第62号

秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第23条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「および第6項」を加える。

第24条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。